

別表1 感染予防対応(組織としての対応)の本格実施

項目		対応事項	
施設関係者に感染(疑)者が発生していない時から対応(発生後も継続対応)	業務B① 来所に関するルール	マスク着用	【対職員・利用者家族・委託業者等】 ・施設内でのマスク着用を依頼 ・入口付近に依頼文を掲示 ・入口受付に持参しない方用にフェイスガードを一定数配置
		施設入口・トイレでのアルコール使用	【対職員・利用者・利用者家族・委託業者等】 ・施設入口・トイレにアルコールを設置 ・施設立ち入り前、トイレ使用後の手の消毒を依頼 ・入口付近に依頼文を掲示 ・利用者の消毒をサポート
		公共交通機関による来所禁止	【対職員・利用者・利用者家族・委託業者等】 ・極力、公共交通機関を使つての来所を制限(バスでの朝夕の混雑時を避けての来所であれば可)
		不要不急の来所禁止	【対利用者家族・委託業者等】 ・不要不急の来所を制限
		来所者への施設入口での検温	【対利用者家族・委託業者等】 ・施設入口に非接触型体温計を設置し、体温を計測する ・体温が37度以上の場合には立ち入りを制限。 ・入口付近に依頼文を掲示
		体調不良者の立ち入り禁止	【対職員】 ・体調不良者の出勤禁止 【利用者家族・委託業者等】 ・体調不良者の立ち入りを制限 ・入口付近に依頼文を掲示
		ハイリスク職員の出勤禁止	【対職員】 ・妊婦、慢性疾患等を持つ者の出勤禁止
		行政措置による受け入れへの対応	・対象者を一時空間的に隔離し、感染の疑いがないこと確認する。 ・感染防護服等の着用
業務B① その他ルール	検温・体調のデイリーチェック	【対職員・職員家族】 ・毎朝出勤時の検温と結果記録を記載(スマホ等の活用) ・検温結果が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合(喉の痛み、味覚・嗅覚障害等)は上長へ報告する。 ・上長は報告に対して以下のとおり対応する。 ①職員本人が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合は出勤停止 ②職員家族が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合の出勤可否は適宜判断する。 【対利用者】 ・毎朝検温を実施し、結果を記録する。 ・検温結果が37度以上の場合、その他体調がすぐれない場合(喉の痛み、味覚・嗅覚障害等)は上長へ報告する。 ・上長は、上記報告に対して以下のとおり対応する。 ①対象者にマスクを装着(していない場合、装着可能な場合) ②空間的隔離の必要性を検討し、可否を判断する。	
業務Dの縮小・ 休止	実習生、ボランティア等の受け入れ	・実習生、ボランティアの受け入れ休止	
	行事	・不要不急の行事休止	
	外出・会議	・職員、利用者の不要不急の外出禁止 ・外部(近隣施設・委託業者)との不要不急の会議等休止	
業務A/C/Dの業務体制の縮小		・最低限の人数で業務を遂行するようシフトを検討	

施設関係者に感染(疑)者が発生した場合の緊急対応	施設内で発症(発症疑い)	情報収集・報告	<ul style="list-style-type: none"> 施設内で感染(疑)者が出た場合は上長へ速やかに報告 上長(不在の場合は発見者)は状況に応じ、茨城県中央保健所又は帰国者・接触者相談センターへ連絡する。 ※帰国者・接触者相談センターへの相談目安 息苦しさ、強い倦怠感、高熱等の症状がある場合。これが4日以上続いた場合は必ず相談。
		発症(疑)者にマスクを装着させる(していない場合、装着可能な場合)	<ul style="list-style-type: none"> マスク・ゴーグル・手袋等をした者が感染(疑)者に装着させる。 ・
		空間的隔離を実施	<ul style="list-style-type: none"> マスク・ゴーグル・手袋等をした者が、空間的隔離を実施する。(あらかじめ、隔離場所を設定しておく) 利用者が感染(疑)者である場合は、可能な限り担当者をその他利用者と分ける。 隔離した居室の換気を行う。(1, 2時間ごとに5~10分) 職員は使い捨て手袋、マスクを着用。必要に応じてフェイスガード、ガウンを着用する。 ケアの開始及び終了時に手洗い及び消毒を行う。 体温計等の器具は可能な限り、感染(疑)者専用とする。やむを得ず、他の利用者も使用する場合は消毒用エタノールで清拭を行う。
		施設からの退出	<p>【職員・利用者家族・委託業者等が発症】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族、所属企業等に連絡し、迎えに来てもらったうえで施設からの退出を依頼。 <p>【利用者が発症】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族に連絡を入れ状況報告(施設からの退出を即依頼するのではなく、状況報告を行い、今後について検討)
		施設の一時的閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 陽性に備えて、施設閉鎖の準備
		病院に搬送	<ul style="list-style-type: none"> マスク・ゴーグル・手袋等をした者が、状況に応じて病院へ搬送。
		消毒	<ul style="list-style-type: none"> マスク・ゴーグル・手袋等をした者が、感染(疑)者が接触した箇所を中心に消毒を行う。
	濃厚接触者の来所禁止	<ul style="list-style-type: none"> 感染(疑)者等に感染しているか否かの診断結果を確認 感染していた場合、当該者に可能な限り発症前2週間の行動を確認(主に利用者以外。利用者が外泊していた場合はその行動も確認) ※濃厚接触者の特定例 ①感染(疑)者と同室、または長時間の接触があった者 ②適切な感染の防護なしに感染(疑)者を診察、看護もしくは介護していた者 ③感染(疑)者の気道分泌物もしくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 上記情報から濃厚接触者を特定する。 濃厚接触者(職員・同家族、利用者家族等)は2週間来所禁止。職員にあつては自宅待機(自宅内隔離)とし、保健所等の指示に従う。 万が一、クラスターが発生した場合については、関係医療機関等の指示を受け、それ以上の感染拡大防止に努める。 	
		情報開示	<ul style="list-style-type: none"> 感染(疑)者が陽性だった場合、関係者、関係機関に情報伝達 必要に応じて、玄関等に情報を掲示。
	施設外で発症(発症疑い)	情報収集	<p>【対職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人及び家族が感染した場合、上長に報告。 <p>【対利用者家族・委託業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者の来所が発症時のいつであったか等の情報を収集
		報告	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて、自治体・保健所等へ報告
		感染者の来所禁止	<ul style="list-style-type: none"> 退院後、2週間の来所禁止
		消毒	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、感染者が来所時に接触した場所を特定し消毒。
濃厚接触者の来所禁止		<ul style="list-style-type: none"> 感染者の行動を確認し、濃厚接触者を特定する。 濃厚接触者は2週間の来所禁止 	
情報開示		<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて、感染者発生情報を関係者、関係機関に伝達。 必要に応じて、玄関等に情報を掲示。 	